



東補答申第1号
平成29年12月28日

東海村長 山田 修 様

東海村補助金等審議会

村が交付する補助金について（答申）

平成29年11月2日付け東海村諮問第2号で諮問のあったことについては、別紙のとおり答申します。

ファーマーズマーケット出荷推進補助金

1 効果の検証

東海ファーマーズマーケット(以下「マーケット」という。)に農産物を出荷した村内農業者に対し、販売額に応じ当該補助金を交付することにより、農業者の出荷意欲を増進させ、村内農業者の育成及び地産地消の推進に寄与していることから、当該補助金の効果は高いものと認められます。その一方で、当該補助事業が実施されてから6年が経過し、新規出荷者と継続出荷者に同率で補助金を交付することの効果が薄いと感じられます。今後において農業者の高齢化による出荷者の減少やマーケットへの出荷が午前中に極端に偏るなどの課題に対応していく必要性があります。

2 目的等の検証

当該補助事業の目的は、農産物直売所への出荷者の確保及び育成を図るために当該補助金交付要綱第1条に規定されているとおり、村内農業者が出荷しやすい環境を提供し、その促進を図ることであります。しかしながら、現行の補助制度においては、一律の補助率を乗じて補助金を交付しており、これにより出荷者の負担軽減を図り、出荷を促進させることは理解できるものの、推進する目的とねらいが不明確であります。

3 結論

当該補助金交付事業が平成24年度から実施され、交付金額の実績も毎年度着実に伸びており、当該補助金が村内農業者の育成及び地産地消の推進に効果があつたと評価できます。しかしながら、村内出荷登録者数は減少傾向にあり、今後においては農業者の高齢化が進み、更なる減少が予想されます。また、午前と午後の出荷数の偏り、地域特産品の保護及び販売促進など、村が現在抱える農業政策の課題を解決する一助となるべく、補助金をより効果的に活用するよう見直すべき時期にきていると考えます。

当該補助金の目的とねらいを明確にし、一概に一律の補助率とするのではなく、例えば新規出荷者の拡大や地域特産品の促進に重点を置くなど、補助率の見直しを含めて、政策的に効果が高まり、その効果が見えやすい補助金となるよう見直すことを提言します。

民間保育園運営費補助金

1 効果の検証

当該補助金は、民間保育園を運営する事業者に対し、入所児童一人当たりの補助単価額を各保育園の入所児童数に乗じて交付する村独自の補助金であります。補助金は、事業費及び管理費に充てることができ、使途制限の少ない自由度の高いものとなっています。このため、事業者の経営に寄与するという効果は認められるものの、子ども子育て支援制度上で定められている施設型給付費の上乗せ補助という形式である当該補助金の効果は見えにくいと言わざるを得ない状況にあります。

2 目的等の検証

当該補助事業の目的は、児童福祉の増進を図るため、認可保育園を経営する者に対し、当該補助金を交付すると当該補助金交付要綱第1条に規定されています。使途が制限されない補助金を交付することにより、経営の安定に寄与することは認められますが、補助目的の達成基準や終期の設定もなく、その目的やねらいは不明確であると言わざるを得ません。

3 結論

当該補助金交付事業は、昭和54年に開始されて以来、これまで継続してきた事業であります。平成28年度に国の補助基準額の見直しが行われたものの、当該事業が政策的な面から見直されておりません。子育て支援の分野は、時代の変遷とともに住民ニーズも大きく変化し、現在においては待機児童の問題や保育士不足等の課題があり、これら課題への対応が今後において必要であります。当該事業の効果検証と目的については上述のとおりですが、当該補助金については、現在抱えている課題を踏まえ、公益性や補助目的等を明確にし、例えば保育士確保や障がい児保育の充実などにねらいを定め、抱える課題解決につながる効果が高い補助金となるよう見直すことを提言します。